

「コロナ下における燃料油価格激変緩和事業について」に関する提言その2

令和4年3月14日

公認会計士 中澤省一郎

nakazawas-cpa@athena.ocn.ne.jp

上記事業に関しまして、昨年11月末に提言しましたが、「その2」として、再度、提言させていただきます。

本事業は、ウクライナ情勢による原油暴騰という状況下で、補助金の上限が1リットル当たり5円から25円に引き上げられました。

本事業は国民生活、国内産業にとって、非常に重要な事業でありますので、上記事業の目的を達成し、かつ、税金（補助金）が有効に活用させるように、ご検討の程、宜しく申し上げます。

提言 今週の補助金

＝前週の補助金＋(前週の原油コスト－2週前の原油コスト)

3/10より元売等に給付される補助金は17.7円、その支給価格の算定に関して以下の変更が実施されたと聞き及んでおります。

「算定の基礎となる基準原油コストを廃止し、通称 新計算方式による算定。」

この変更はレギュラーガソリンの全国平均を目標とする 172 円に達せさせるためと推察されます。

新算定計算式は、以下と聞き及んでおります。

今週の補助金 = 前週の補助金

+ (前週の原油コスト - 2 週前の原油コスト)

+ (RG 全国平均 - 172 円)

< (RG 全国平均 - 172 円) >

を補助金の増減の構成要素にすることは

「RG 全国平均が 172 円より大きければ大きいほど、補助金が増える」

ことを意味します。

RG 全国平均は税金を除くと

A : 原油コスト

B : 精製マージン

C : 小売りマージン

に分解され、原油コストの増減は（前週の原油コスト - 2 週前の

原油コスト) で補助金に反映されるので

「(RG 全国平均-172 円)」を補助金に加減することは

「B:精製マージン+C:小売りマージン」が上昇する⇔補助金が増加

逆に

「B:精製マージン+C:小売りマージン」が減少する⇔補助金が減少

します。

言いかえると

「元売、GS の利益が増加」⇔「補助金が増加」

「元売、GS の利益が減少」⇔「補助金が減少」

となります。

「補助金の増減と元売、GS の利益が連動」します。

補助金の増減は「元売、GS の利益に対して、中立であるべきです。」

結果として

「補助金が、元売の利益や GS の利益になる。」

ことは絶対に避けるべきです。

補助金は全額石油製品の価格に還元されるべきです。

この新算定式に（RG 全国平均－172 円）を加えていることは、
本趣旨の真逆と言っていいものです。

言いかえると

「モラルハザード」を引き起こす補助金算定式といって過言では
ありません。

今週の補助金

＝前週の補助金＋（前週の原油コスト－2 週前の原油コスト）

とすることを提言いたします。